

平成29年度事業計画

I B型事業利用者の増員と内職開拓・工賃の向上

ならびにA型事業新規作業開拓

昨年度のB型事業所が扱ってきたA型からのタオルたたみ、箱折り、シール貼り、内職市場から受入れをしている果実防護ネットを内職作業で実施してきたが、28年度実績で、月額平均工賃は 3,520 円だった。

B型事業について、収支のバランスが取れるよう収益を得る為に、今年度の利用者在席数は年間平均で 8 名 を目標とし、試算では年間 4,660,000 円 の給付収益を見込み、今年度の工賃向上計画では、月額平均目標工賃を 4,702 円 としている。

平均工賃の向上が必須だが、現状扱っている作業は単価が著しく低く、新規の業務を探しているところ、4月から新規に請負業務を受託し、現在のところは、パッケージに賞味期限を印字する作業を行っている。これに合わせ、A型での請負業務のお話もいただいております。環境整備をして受託することを検討していく。

II A型事業 作業技術・生産性向上

品質の維持・向上する利用者の技術向上の為、作業指導ができ、また、工場の運営に支障が出ないように、いなほの郷職員のクリーニング師の資格取得を目指す。その他、工場の運営に必要な資格、免許も必要に応じ取得していく。昨年度クリーニング従事者研修に3名講習を受けている。

また、経費削減も必須であり、技術向上を含め生産性が向上するよう、知恵を出し合い、着実に改善を図り実行していく。

III 指定基準の改正についての対応

指定就労継続支援A型における適正な運営に向けた指定基準の見直しについて、平成29年4月1日から適用される内容の通知があり、内容については以下のような事柄が適正になされているか、実態調査と指導等が行われるとのことであり、現状で不備が無いチェックを行い、改善が必要な点を整備していく。

- 個別に利用者の希望を反映した就労継続支援A型計画の作成。画一的なもの、虚偽がある場合の勧告・命令の措置。
- 生産活動に係る事業の収入から必要経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上にならなければならない。
- 貸借対照表や事業活動計算書等、主な生産活動の内容、平均工賃月額の自治体または事業所のホームページでの公表。
- 運営規定へ生産活動、労働時間、月給・日給・時間給を記載。

など…

IV NPO法の改正についての対応

NPO法についても平成28年度に改正が行われ新しい制度がこの4月から始まっている。それに準じ適正な事務処理をしていく。

- 事業報告書等の備置期間が約3年から約5年に延長される。
- 貸借対照表の公告が必要となり、資産の総額の登記が不要となる。

など…